

	国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者
対 象 者	次の①から⑤に全て該当する方 ①国民健康保険の被保険者 ②年齢が満30歳以上の方 ③国民健康保険税に未納がないこと。 ④前回短期人間ドック助成制度利用後6か月以上経過して同一年度でないこと。 ⑤同一年度内に特定健康診査を受診していないこと。	次の①から⑤に全て該当する方 ①後期高齢者医療制度の被保険者 ②後期高齢者医療保険料に未納がないこと。 ③前回短期人間ドック助成制度利用後6か月以上経過して同一年度でないこと。 ④同一年度内に、後期高齢者医療健康診査を受診していないこと。 ⑤同一年度内に、国民健康保険の短期人間ドック助成事業を利用していないこと。
助 成 額	短期人間ドック検査費用額(基本検査+オプション検査)の70%(上限額は次のとおり)を助成します。 ・東陽病院を利用する場合 助成限度額 60,000円 ・東陽病院以外の契約医療機関を利用する場合 助成限度額 50,000円 ※MRI・MRAのみ受診は、助成の対象となりません。	
利用方法	①契約医療機関で利用日を予約のうえ、住民課国保年金班窓口で「短期人間ドック利用承認申請書」に必要事項を記入します。 【申請に必要なもの】 被保険者証、印かん ②後日、住民課国保年金班から「短期人間ドック利用承認書」が郵送されますので、医療機関へ提出し、検査終了後に自己負担額のみを支払います。	

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

短期人間ドックの検査費用を助成します

町では、国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、町の契約医療機関で短期人間ドックを受診する場合に費用の一部を助成します。

※東陽病院の短期人間ドックは、月・水曜日に実施します。

◎契約医療機関

契約医療機関名	所在地	電 話
東陽病院	横芝光町宮川12100	84-1335
さんむ医療センター	山武市成東167	0475-82-2521
浅井病院	東金市家徳38-1	0475-58-1407
旭中央病院	旭市イの1326	62-3822
亀田クリニック健康管理センター	鴨川市東町1344	04-7099-1115
亀田総合病院附属幕張クリニック	千葉市美浜区中瀬1-3 CD-2	043-296-2321

問 住民課国保年金班 ☎84-1214

児童扶養手当の支給金額が変更されます

児童扶養手当法施行令の一部改正に基づき、4月分から支給金額が次のとおり変更されます。

◎児童扶養手当支給額

(1か月当たり)

児童数	区分	現行(3月分まで)	改定後(4月分から)	対比
1人	全部支給	42,290円	42,500円	+210円
	一部支給	42,280円～9,990円	42,490円～10,030円	+210円～+50円
2人	全部支給	9,990円	10,040円	+50円
	一部支給	9,980円～5,000円	10,030円～5,020円	+50円～+20円
3人以上	全部支給	5,990円	6,020円	+30円
	一部支給	5,980円～3,000円	6,010円～3,010円	+30円～+10円

問 健康こども課こども班 ☎82-3400